



**Batis – YOGHI (Youth Organization that Gives Hope and Inspiration)**

West Triangle Homes, Quezon City, Philippines

<http://www.batisyoghi.blogspot.com>; <http://www.facebook/batisyoghi>

Email: [batis.yoghi@gmail.com](mailto:batis.yoghi@gmail.com) ; [batis , yoghi@yahoo.com](mailto:batis , yoghi@yahoo.com)

Telefax: 9257843

Contact: Ken Ishikawa (Philippines): 09205826850

Mikas Matsuzawa (Japan): 09099650290

---

## 東京地方裁判所の判決に対する JFC からの意見書

### 権利に期限があるのはおかしい！

私たち、ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン(フィリピン人と日本人を両親に持つ国際児。以下 JFC)は、国籍法第 12 条(1950 年発行)の合憲性に対する東京地方裁判所の判決につき、反対意見を表明します。日本にルーツをもつ国際児のアイデンティティを保護し、支持することを怠る国家を法権力を通じて正当化したこの法律を非難します。

この法律は、日本国籍の親をもち海外で出生した子どもが、3 か月以内に国籍留保の意思表示をしなければ、日本国籍を喪失してしまうというものです。しかし、はって歩くのがやっとの乳児にどうやってその意思を問うというのでしょうか。寝返りを覚えることがやっとの乳児が、法の規定どおり、この極めて重要な国籍問題を決断できるというのでしょうか。

朝日新聞は、この条項は二重国籍を防止するためだと報じています。私たちは、裁判官に以下の点を考慮して頂きたいです。国境を越えた人々の移動が増加していることは、今日の国際的な現実ではないでしょうか。多くの国際結婚はそのような移動が要因で発生しているのではないのでしょうか。そして、国際結婚が増加するに従い、国際児の数も増えているはずで、国家への忠誠心を誇張する法律のために、結果として多くの国際児が無国籍となっているというのが現実です。例としては私たちの仲間であるブラジル系日本人の子どもたちが挙げられます。

二重国籍の問題を挙げることにより、法廷で訴えられた争点がうやむやになっています。結果として裁判官は、家族の絆により、日本国籍を持つ権利をもちながら、海外で出生した者に対する差別状態を促進させていると言えます。

大多数の JFC は、長年に渡る日本・フィリピン間の労働力の輸出入の産物だと言えるでしょう。私たちの両親の関係は短期的なものであり、私たちの多くは父親に遺棄されたという事実を鑑みると、私たちが時代遅れの法律の矛先になるのは不公平だと言えます。両親の婚姻や知識、意思によって、私たち子どもたちの国籍に関する権利が期限切れになってしまうのは不公平であり、非人道的です。

私たちは、原告 27 名の JFC の内、かろうじて 1 名に権利が認められたことを称賛します。しかし、彼と他の原告との違いは、一定期間日本に居住することが可能だったかどうかという、日本との強い結びつきが理由でした。日本で暮らす以前に、査証を取得するのが困難であり、また日本の生活費の高さを考えると、日本で生活を始めることは至難の業です。残念なことに、全ての者が日本で暮らす経済的な手段と、査証申請に必要な父親を証明する戸籍謄本の取得方法に

関する知識を持ち合わせているわけではありません。判決は限られた者にのみ有利に働き、アイデンティティを維持することは権利ではなく特権だということを示唆しているかのようです。

国籍の権利を要求するこの裁判に関わる仲間の JFC とともに、私たちは一致団結して主張します。私たちは国籍法第12条の合憲性に挑戦する兄弟姉妹を応援します。私たちは第12条の廃止を支持するとともに、日本政府に一人ひとりの JFC のアイデンティティを保護することを強く要求します。

私たちはこの法律によって無国籍状態になっているために、文化の継承を求めることのできない他の子どもたちと連帯します。私たちは国際的なコミュニティに参加し、日本社会における多様性を多くの人が認識するよう訴えたいと思います。

また、私たちは毎日デイリーニュースの記事が報じた、「国家との結合関係が乏しい者に対して国籍が付与されれば、国内法上の各種の権利、義務の行使や履行が滞り、実効性が確保できないことになる」、という定塚誠裁判官の主張に落胆しました。私たちが遺棄されたことの正当性を立証し、父の国においてよそ者であることを断言しているかのようです。

日本社会には JFC と日本との関係の「乏しさ」に重きを置くのではなく、地理的なバイアスを払拭し、国籍喪失の原因となった構造に目を向けてもらいたいと思います。

日本は国連総会で採択された子どもの権利条約の締約国です。この条約第8条は以下のように定めています。

1. 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
2. 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

私たちは、日本社会に本条約を考慮し、さらに憲法の本質を再考することを求めます。「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的關係において、差別されない。」

私たちは日本社会に子どもの権利条約に忠実であること、ならびに日本国憲法の本質を再考すること、さらに、理由のない期限による制約を排除し国籍を自由に選ぶ権利を保障することを求めます。権利に期限があってはならないのです。

以上  
バティス・ヨギはジャパニーズ・フィリピーノ(日本人とフィリピン人を両親に持つ者のこと)の子どもたちのための組織です。本組織は、メンバーが成長するにつれて直面する挑戦や困難な状況に対処できるよう、エンパワーメントを軸にした自己啓発活動を促進しています。

**バティス - ヨギ(Youth Organization that Gives Hope and Inspiration)**

West Triangle Homes, Quezon City, Philippines

<http://www.batisyoghi.blogspot.com>; <http://www.facebook/batisyoghi>

メール: [batis.yoghi@gmail.com](mailto:batis.yoghi@gmail.com) ; [batis\\_yoghi@yahoo.com](mailto:batis_yoghi@yahoo.com)

電話・ファックス: 9257843

連絡先: 石川賢 (フィリピン): 09205826850

松沢ミカス (日本): 09099650290